

【生命保険を使った節税】

いつもニュースレターをご覧いただきありがとうございます。税理士の細谷です。納税は国民の義務ですが、払わなくて良いものなら払いたくないものです。そこで今回は生命保険を使った節税方法をご紹介します。



1. 法人税の節税 定期保険

その名のとおり保険期間をあらかじめ定め、その期間において保障が受けられる生命保険です。一般的には将来の退職金支給に備えて活用されることが多いです。仕組みとしては以下のようになります。

(例) 定期保険 被保険者 35 歳 男性 保険期間 98 歳満了 年払い保険料 2,000 千円 1/2 損金タイプ				
<保険料支払い時>	保険料	1,000 千円	現金	2,000 千円
	長期前払費用	1,000 千円		
<16 年目に解約>	現金	31,680 千円	長期前払費用	16,000 千円
			雑収入	15,680 千円
<退職金の支給>	退職金	20,000 千円	現金	20,000 千円

毎年 2,000 千円の保険料を支払い、**1/2 が費用になるため税金が減ります**。上記の例は 16 年目の解約返戻率が 99% (2,000 千円 × 16 年 × 99% = 31,680 千円) と仮定し記載しています。(※) 払い込んだ保険料の 99% が返ってくるということです。保険金入金時には雑収入として収益計上されますが、**同事業年度に退職金を支給することで、雑収入と相殺されます**。つまり、**生命保険を使って将来計上する退職金を前倒して費用計上することになります**。

将来いつ退職金を支給するか計画し、その支給時に解約返戻率のピークを合わせることで最も効果的に生命保険を活用できます。また、退職金規定を整備すると福利厚生が充実します。

(※) 解約返戻率は被保険者の性別、年齢、健康状態などによって変わります。

2. 相続税の節税 A 生命保険会社の終身医療保険

被保険者の医療保険を生涯保障し死亡保険金もつく生命保険です。現金は全額が相続税の対象になりますが、現金を終身医療保険に形を変えることで保険商品や加入方法によっては相続税の課税対象金額を大きく減らし、少しの所得税・住民税の課税で済ませることにより節税が図れます。

(例) A 生命保険会社の終身医療保険 契約者: B 被保険者: B の配偶者 保険金受取人: B
保険期間: 終身 保険料払込期間 10 年 死亡保険金 20,000 千円 10 年経過時の 解約払戻金 0 円

- ① B が毎年保険料 1,600 千円を 10 年間払い込みます (総額 16,000 千円)。
- ② その後 B が亡くなります。
- ③ この終身医療保険の契約者及び保険金受取人を B の子に変更します。
- ④ B の配偶者が亡くなります。
- ⑤ B の子が死亡保険金 20,000 千円を受け取ります。

上記②で B が亡くなった時は、生命保険契約に関する権利という相続財産としての**この終身医療保険はその時の解約払戻金 0 円が課税対象金額になるため相続税がかかりません**。上記⑤で B の子が受け取る死亡保険金は **B の子の一時所得として所得税・住民税の対象となり**、(20,000 千円 - 16,000 千円 - 特別控除 500 千円) × 1/2 = 1,750 千円に課税されます。**つまり、B が現金で 16,000 千円持っていれば 16,000 千円が相続税の対象になりますが、終身医療保険に変えて引き継いだ場合は 1,750 千円が所得税・住民税の課税の対象になるということです**。しかも、B の配偶者は生涯医療保障・死亡保障が受けられて安心です。

以上が生命保険を活用した法人・個人の節税方法ですが、上記はほんの一例にすぎません。弊社では様々な生命保険商品をご紹介しますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

(税務第三部 / 税理士 細谷 俊之)